

郡山市地域ケア会議設置、運営等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項に規定する法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のための会議（以下「地域ケア会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 地域ケア会議は、高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の深化・推進を目的とし、高齢者支援に関わる各関係機関等多職種の連携強化を図るとともに、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策等の検討を行うものとする。

(会議の構成)

第3条 地域ケア会議は、次の会議により構成する。

- (1) 郡山市地域ケア個別会議（以下「個別会議」という。）
- (2) 郡山市地域ケア圏域会議（以下「圏域会議」という。）
- (3) 郡山市地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）

(郡山市地域ケア個別会議)

第4条 個別会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、個別ケースの課題を解決することを目的とする。

2 地域包括支援センターは、必要に応じ、次のいずれかに該当する個別ケースごとに個別会議を設置する。

- (1) 高齢者を支援する者が困難を感じているケース
- (2) 高齢者に対する支援が高齢者の自立を阻害していると認められるケース
- (3) 高齢者に対する支援の必要性が認められるが、適切なサービスの提供につながっていないと認められるケース
- (4) 高齢者の権利擁護が必要と認められるケース
- (5) 高齢者の支援に関する問題が、地域の課題であると認められるケース
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて特に検討が必要と認められるケース

3 第1項の目的のほか、個別会議は、次の機能を有するものとする。

- (1) 個別会議を通じた、担当者相互の連携の推進
- (2) 個別会議を積み重ねることによる、地域課題の発見

4 個別会議により解決した個別課題の事例、個別会議により発見した地域課題等のうち、重要なものは、圏域会議において整理又は検討を行うものとする。

5 地域包括支援センターは、検討する個別ケースの内容に応じ、個別会議の構成員を別表第1に掲げる者の中から決定する。ただし、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 個別会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

(郡山市地域ケア圏域会議)

第5条 圏域会議は、日常生活圏域内（以下「圏域内」という。）で発見等された地域課題の抽出及び解決を目的とする。

- 2 地域包括支援センターは、発見等された地域課題に応じ、地域包括支援センターの担当する区域を最大範囲として圏域会議を設置する。
- 3 第1項に掲げる目的のほか、圏域会議は、次の事業を行う。
 - (1) 圏域内の地域資源情報の集約、活用及び新たなサービスの創出に向けての検討に関すること。
 - (2) 圏域会議を通じた、関係機関相互の連携に関すること。
- 4 抽出した地域課題、課題解決策の検討内容、圏域会議の開催内容等のうち、重要なものは、推進会議において検討を行うものとする。
- 5 地域包括支援センターは、地域性又は検討する課題に応じ、圏域会議の構成員を別表第2に掲げる者の中から決定する。ただし、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 圏域会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。
(郡山市地域ケア推進会議)

第6条 推進会議は、市全体規模の地域課題に関する意見交換をするため、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 地域課題や地域資源の把握及び分析並びに課題解決方法に関すること。
- (3) 地域課題に対応するための施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関すること。

2 推進会議の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 地域ケア会議を構成する各会議の出席者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この指針に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に必要な事項は、法第115条の48第6項の規定により、地域ケア会議を構成する各会議において別に定める。

附 則

この指針は、平成27年9月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年5月21日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

本人、家族、近隣住民、民生委員、住民組織、保健医療福祉関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員、行政機関の職員、市職員
--

別表第2 (第5条関係)

民生委員、住民組織、保健医療福祉関係者、介護サービス事業者、介護支援専門員
